

会則 一部改正 趣旨

平成 25 年度より、全員加入に伴い、会の柔軟性を高めるために二ヶの会会則

第 2 章 第 6 条 (2) 副会長 2 名を (2) 副会長 2 名以上に変更する。また第 11 条に贊助会員規約を追加する。

改正	現行
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 役員、会計監査、顧問 (役員及びその選出) 第 6 条 この会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) <u>副会長 2名以上</u> (3) 庶務 4名以上 (4) 会計 2名以上 2 役員は、本部役員で構成する役員選考委員会が選出し総会に議事として提案する。 3 役員に欠員が生じた場合は、役員選考委員会の推薦を受け補充を行う。	第 2 章 役員、会計監査、顧問 (役員及びその選出) 第 6 条 この会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) <u>副会長 2名</u> (3) 庶務 4名以上 (4) 会計 2名以上 2 役員は、本部役員で構成する役員選考委員会が選出し総会に議事として提案する。 3 役員に欠員が生じた場合は、役員選考委員会の推薦を受け補充を行う。
第 7 条～第 9 条 (略) (顧問) 第 10 条 この会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、必要に応じて会長が任命する。 3 顧問は、役員会へ助言する。	第 7 条～第 10 条 (略) (顧問) 第 10 条 この会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、必要に応じて会長が任命する。 3 顧問は、役員会へ助言する。
<u>(贊助会員)</u> 第 11 条 賛助会員について別紙に定める。	
第 3 章～第 4 章 (略) 附 則 この会則は、平成 21 年 10 月 25 日より施行する。	第 3 章～第 4 章 (略) 附 則 この会則は、平成 21 年 10 月 25 日より施行する。
附 則 この会則は、平成 23 年 6 月 5 日より施行する。	附 則 この会則は、平成 23 年 6 月 5 日より施行する。
附 則 この会則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。	附 則 この会則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
<u>附 則</u> この会則は、平成 25 年 6 月 2 日より施行する。	